●香川県告示第２１４号

森林法（昭和26年法律第２４９号）第29条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和８年11月17日

香川県知事　　池　　田　　豊　　人

１　解除に係る保安林の所在場所

高松市塩江町安原下第３号字橋谷2074番６、2076番１

２　保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

３　解除の理由

廃棄物処理施設用地とするため